

# 処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：探偵業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第 1 5 条第 2 項
処 分 の 概 要：営業の廃止命令
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 探偵業の業務の適正化に関する法律第 3 条（欠格事由）
処 分 基 準： 法第 3 条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいる場合（法第 4 条第 1 項に規定する届出をしないで探偵業を営んでいる者にあつては、その営業が探偵業に当たることについての認識が全く、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ、指導、警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）は、営業の廃止命令を行うものとする
問い合わせ先：警視庁生活安全総務課防犯営業第二係 （電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 3 0 3 4 1）
備 考：